

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

野々市市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおり御案内します。なお、制度の利用にあたっては、別途手続きが必要です。

1. 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することが可能です。

(1) 軽減措置が利用できる対象者

① 創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

② 創業後5年未満の者

事業を開始した日以後5年を経過していない個人

※会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外です。

(2) 軽減措置の内容

株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免されます（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免されます）。

2. 信用保証協会による創業関連保証の特例について

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能です。

3. 日本政策金融公庫による新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

創業を行おうとする者又は創業を行った者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

4. その他

(1) 証明書は、本市の認定特定創業支援等事業を受けたことを証明するものであり、上記の支援制度を受けられることを保証するものではありません。

(2) 法改正等により、支援制度が変更又は終了することがあります。